

京都市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年2月27日

京都市人事委員会

委員長 松枝 尚哉

京都市人事委員会規則第9号

京都市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則

京都市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を次のように改正する。

第2条中「選考を任命権者に委任する。」を「選考について、事務の全部を任命権者に委任する。」に改め、同条に次の1項を加える。

2 人事委員会は、京都市職員任用規則第12条第3号に規定する職のうち、京都市交通局職員給与規程別表第1の3企業職給料表第5の適用を受ける者が就いている職の選考について、事務の一部を任命権者に委任する。

第3条中「前条」の右に「第1項」を、「選考」の右に「の事務」を加え、同条に次の1項を加える。

2 任命権者は、前条第2項の規定により委任を受けた選考の事務を実施した場合には、人事委員会が定めるところにより、速やかにその状況を人事委員会に報告しなければならない。

附則中「施行する。」の右に「ただし、第2条第2項の規定は、令和2年2月27日から施行する。」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(人事委員会事務局)